

議案第 7 4 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



## 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。